令和6年4月12日(金) 川崎市立宿河原小学校 校 長 堀川 勝也

学校徴収金についてのお知らせ

保護者の皆様には、日頃より、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

前年度に引き続き、学校徴収金として給食費を除いた金額(教材費兼校外学習費、PTA 会費、卒業対策費、演劇鑑賞(音楽または芸術)教室代金、スポーツ振興センター掛金)を徴収させいていただくことになります。引き落とし日までに口座へのご入金をどうぞよろしくお願いいたします。

〈徴収金の項目内訳〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
振替日	6月3日(月)			9月2日(月)			12月2日(月)			2月3日(月)		
PTA 会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教材費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	×	×
スポ振掛金	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(〇徴収する

△微調整する

×徴収しない)

- ※1 PTA 会費(家庭ごと加入、1月350円)は、下の弟妹の学年から徴収されます。PTA 会費の収納及び収納した会費の口座への入金につきましては、PTA会長から委任を受けておりますので、本校が口座振替等により徴収させていただきます。
- ※2 スポーツ振興センター掛金は年会費(460円)です(6月に徴収いたします)。
- ※3 演劇鑑賞(音楽または芸術)教室は教材費と別で徴収します(9月に徴収予定です)。
- ※4 校外学習などがあり、通常の教材費の金額より高くなる月があります。また、<u>今年度はなるべくかかった費用ちょうどで徴収していく予定</u>なので、月によって金額が変動することが予想されます。金額(概算)については懇談会にてお知らせします。また、学年だより等でもその都度金額をお知らせしますので、必ずご確認ください。
- ※5 <u>引き落としができなかった場合、再度引き落としをさせていただきます</u>ので、その際は口座への入金をお願いいたします。2回目の引き落とし日は、(6月10日、9月9日、12月9日、2月10日)を予定しています。2回目の引き落としができなかった場合は、原則現金徴収となりますので、その際は学校までご持参いただくようお願いします。
- ※6 口座番号や口座名義を変更した場合は、すみやかに担任までお知らせください。
- ※7 社会情勢の変化などの関係で変更点が生じた場合は、改めて連絡いたします。
- ※8 欠席の場合に返金するのは原則として校外学習費のみとします。

担当 太田 悠富